

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年10月8日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 一般財団法人 新庄市体育協会
令和元年度の財務及び施設管理に関する事務の執行について
- 2. 監査期間 令和2年8月17日から令和2年9月4日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
行政財産目的外使用について、新庄市公有財産規則に沿った申請手続き及び使用許可条件どおりの使用になっていない部分があった。行政財産目的外使用について、指定管理者としてどのように事務手続きを行うかを明確にし、関係例規に基づいた適切な事務の執行ができるように努めること。	行政財産目的外使用については、使用者が直接市に申請することとし、指定管理者の自主事業として使用する場合は、事業計画書等に明記するよう指示しました。 また、新庄市公有財産規則に基づき、適切な事務処理がなされるよう、随時協議することを確認しました。